

# 日本薬学図書館協議会 運営規則

日本薬学図書館協議会規則第1号

制定：2022年6月14日

改正：2022年7月1日

改正：2022年11月15日

## (目的)

第1条 日本薬学図書館協議会(以下「本会」という。)の会則の運用並びに運営に必要な事項は、この運営規則に定める。

2 運営上必要な個別の事項については、この運営規則とは別に規則を設けるものとする。

## (名誉会員)

第2条 名誉会員の候補者は、本会の会員であることを要しない。

2 名誉会員の候補者は、正会員および個人会員によって理事会に推薦されたものとする。

3 理事会は推薦された候補者を名誉会員として承認した場合には、総会に報告するものとする。

4 名誉会員の資格は、本会の申し出を本人あるいは当の団体が受諾したことにより成立するものとする。

## (会費の納入)

第3条 会費は、新入会の場合を除き、毎年4月1日から3月31日までの間に年会費の全額を納入するものとする。

2 会費は、年会費を一括して納入するものとする。ただし、特別の定めを行った場合については、この限りでない。

## (地区協議会)

第4条 地区会は地区協議会を設置し、理事会の指示によりその地区の事業を行うものとする。

## (委員会)

第5条 会則第40条に定める委員会は次の通りとする。

- (1) 財務委員会
- (2) 組織・制度委員会
- (3) 教育・研究委員会
- (4) 出版・編集委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 学術コンソーシアム委員会

2 前項の委員会の担当事項は別表に定める。

## (研究集会)

第6条 薬学図書館員の育成および資質向上を図るために、毎年研究集会を開催するものとする。

2 研究集会の企画運営は地区会と教育・研究委員会が行うものとする。

3 地区会の担当は、東地区、西地区、東地区の順に行うものとする。

(事務局)

第7条 事務局の業務は、その全部または一部を外部委託することができるものとする。

(附 則)

第8条 この規則は、2022年6月14日から施行する。なお、「加入等に関する細則」、「理事の役務分担に関する細則」、「事務局の業務に関する細則」、「司書および主務者会議の細則」、「雑誌問題検討委員会の細則」、「組織・制度委員会の細則」、「教育・研究委員会の細則」、「日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則」、「編集委員会の細則」および「広報委員会の細則」は廃止するものとする。

第9条 この規則は、2022年7月1日から施行する。なお、「日本薬学図書館協議会研究集会の規則」は廃止するものとする。

第10条 この規則は、2022年11月15日から施行する。なお、日本薬学図書館協議会規則第3号「日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規則」は廃止するものとする。

別表(第5条第2項関係)

委員会名	担当事項
財務委員会	予算案の作成、決算報告の作成ならびに収入、支出および財産の管理に関する事項
組織・制度委員会	組織および制度に関する事項
教育・研究委員会	研修会、研究集会等の企画・運営に関する事項
出版・編集委員会	出版、編集に関する事項
広報委員会	本会の活動の広報およびホームページ等に関する事項
学術コンソーシアム委員会	コンソーシアム提案について版元・代理店の交渉等に関する事項